

令和2年度ひたちなか市F1層ニーズ調査業務委託仕様書

1. 業務名

令和2年度ひたちなか市F1層ニーズ調査業務委託

2. 契約履行期間

契約締結日から令和2年11月30日（月）まで

3. 業務の目的等

本市においては、国・県より緩やかではあるものの少子高齢化が進んでおり、生産年齢人口の減少は労働力不足につながり、市税収入の減少や社会保障関連経費の増大の要因となるほか、地域での支え合いが困難になり、まちの活力が減退することも懸念される。

このような中、直近の本市の人口動態を見ると、特に20代女性の東京圏及び水戸市等への転出超過が顕著となっており、一定の人口規模を維持し、まちの活力を維持していくためには、特に、若年層の女性の転出超過を抑え、転入や定住を促す取組が必要である。

こうした状況を踏まえ、F1層と呼ばれる20歳から34歳までの女性（子育て世帯を除く。）をターゲットとし、マーケティングの手法により、本市への定住や転出抑制、また東京圏からのUIJターン等を促進するために必要なコンセプトや条件等を明らかにし、具体的な施策へ反映させることを目的とする。

4. 業務内容

(1) 現状分析

受託者は、本市の人口動態を踏まえ、F1層をターゲット^(注)とし、本市の強みや弱みについて、ひたちなか市民からの視点だけでなく、近隣自治体や東京圏の住民からの視点も含め、客観的かつ多角的に分析する。調査を行う際の調査手法、調査対象、調査項目等は事前にひたちなか市と協議の上決定するものとする。

(注) 子育て世帯のニーズ調査については、令和元年度に実施していることから、本調査については、子育て世帯を除くF1層をターゲットとすること。

(2) F1層のニーズの把握

受託者は、働く世代でもある「F1層」定住のために必要なまちづくりについて、従来の手法にこだわらず、定性及び定量調査を行う。

(3) 結果分析

受託者は、4-(1)、(2)の結果について、要因分析、ペルソナ設定、カスタマージャーニーマップ分析などのマーケティングの手法を活用して分析を行い、F1層の増加を促進するために必要なコンセプト、条件、具体的なアクションプラン等を提案する。なお、過去に独自に行った調査等、受託者が保有するデータ等を活用しても差し支えないも

のとする。

(4) 調査報告書等作成

受託者は、4－(1)、(2)の調査及び分析の結果をとりまとめたものを調査報告書として作成し、提出する。提出後、作成物の内容について報告会を開催するものとする。

なお、最終的な調査報告書の提出に先立ち、契約履行期間の途中において中間報告を行い、ひたちなか市の確認を受けるものとする。

報告書には、結果までの調査・分析プロセスや、それに伴う付随資料を含むものとし、内容については分かりやすく記載することとする。

5. 実施スケジュール

4－(1)～(3)に規定する業務内容を契約履行期間内に実施し、完了すること。なお、各業務の実施時期についてはひたちなか市と受託者が協議の上決定するものとする。

6. 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の実施に伴い取扱う個人情報について、ひたちなか市個人情報保護条例(平成17年条例第2号)を遵守するものとする。

7. 成果品

受託者は、次の成果物をひたちなか市に提出することとする。

- (1) 調査データ一式(CD-ROM) 1枚
- (2) 中間報告書(紙印刷したもの) 15部
- (3) 調査報告書(紙印刷したもの) 15部
- (4) 調査報告書のデータ(CD-ROM) 1枚

※各データについては、Microsoft Office 形式とする。

※中間報告書の提出時期については、ひたちなか市と協議の上決定するものとする。

8. 成果物の権利関係

- (1) 本業務の履行における7－(1)～(4)までに掲げる成果品(次の8－(2)において「成果品」という。)の所有権は、全てひたちなか市に帰属するものとする。
- (2) 成果品が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む)を当該著作物の引渡し時に、ひたちなか市に無償で譲渡するものとする。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

9. 留意事項

- (1) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。ま

- た、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専らひたちなか市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、ひたちなか市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は、契約履行期間内及び履行期間の満了後において、業務上知りえた情報を第三者に漏えいしてはならない。また、業務の過程において第三者に情報の漏えいが無いよう、十分な対策を講じる義務を負うものとする。
 - (3) 受託者の責任に帰すべき理由により、ひたちなか市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償することとする。
 - (4) 受託者は本業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめひたちなか市の承認を受けた場合を除く。

10. 協議

この仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、都度ひたちなか市と協議すること。